

## 遅延損害金や 消滅時効に違い

債務の履行遅滞に基づく  
損害賠償金とは、本来  
区別しなければなりません

建物貸貸人(大家さん)  
として頭が痛い問題として  
て家賃の滞納問題があります。賃借人が契約どおりに家賃を支払わない場合、通常は契約を解除して建物を明け渡してもらうことになりますが、賃借人の多くは、滞納家賃を支払わないまま退去していきます。

大家さんとしては悪質な入居者が自発的に退去してくれたことに安堵(あんどの)し、滞納家賃の回収については半ばあきらめていることが多いようです。

今回は、このような場合の滞納家賃(金銭債権)の回収という問題に焦点を当てて、居住用建物賃貸借を前提に検討してみましょう。

### 1 請求金額

まず、①賃貸借契約終了までの賃貸借契約に基づく賃料と、②契約終了から建物明け渡しまでの間の損害金(目的物返還

など)。

①は賃料なのですが、②は賃料相当損害金(ま

**FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士**  
**専門家集団が創る賃貸住宅市場**

# 「賃料」と「明け渡しまでの損害金」は別扱い

## 第62回

### 2種類の“滞納”について



弁護士  
平松英樹氏(41)

著者プロフィール

1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録(東京弁護士会)。EMG総合法律事務所(東京都中央区京橋1-14-5土屋ビル4階)、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。

たは約定による賃料倍額損害金など)と呼ばれます。

大家さんの多くは①と②の違いをあまり意識されておりませんが、厳密には①と②は異なっています。

例えば、①については遅延損害金(例えば約定の遅延損害金、約定がなければ民法所定の年5分の割合による遅延損害金)が付加されますが、②についてはそのような

連帯保証人は請求することができません。連帯保証人のみに対して請求することも可能ですが、請求する際にも可能です。

大家さん(債務者)の請求にもかかわらず、相手方が任意に金銭を支払わない場合、最終的には強制執行により金銭債権を回収することになります。

強制執行するために「仮執行」(「確定判決」「仮執行の宣言を付した判決」「支払督促」「執行証書」等のいわゆる債務名義)の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家庭裁判所による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中止の効力を生じないのです。

強制執行するためには、「確定判決」「仮執行の宣言を付した判決」「支払督促」「執行証書」等のいわゆる債務名義が必要となります。もつとも、債務名義を取得したとしても、債務者に財産がなければ、現実的に債権を回収することは困難です。大家さん(債務者)の苦労が報われないこともあります。

なお、時効を援用する場合は、債務の履行遅滞に基づく損害賠償金とは、本来区別しなければなりません。

これに対し、5年経過する直前(例えば4年11月目)に催告をなし、それから6ヶ月以内に再度催告したとしても4年11ヶ月目の催告の時効中断効は認められません。

それから6ヶ月以内に再度催告したとしても4年11ヶ月目の催告の時効中断効は認められません。

### 家賃滞納の時効は5年で成立

#### 間際の場合はすみやかに催告、訴訟提訴

連帯損害金は付加されません。

また、消滅時効について

ても、②については通常の債権の消滅時効(民法167条)の問題となりますが、①については後述するような短期消滅時効(民法169条)の適用があります。

時効について

ほとんどの建物賃貸借契約に基づく家賃の支払

る「催告」に該当しますので、「六箇月以内に

裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家庭裁判所による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中止の効力を生じないのです。

具体的にいうと、例えば家賃支払期限から5年が経過する直前(例えば4年11月目)に催告を

なっています。

大家さんに対するほか、が時効を援用すれば時効により消滅してしまいます。

一般的には、大家さんと保証人とは連帯保証契約を結

て大家さんが5年間行使しなかったとき、相手方

このような事情が、滞

なったとき、相手方

納家賃の回収について半

年かかるめる大家さんが

多いことの理由の一つと